

2014 年 4 月 15 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 318 号 ）

上海市人的資源社会保障局、 2014 年の社会保険料納付基準額を発表 平均賃金 7.3%増を受けて調整

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人的資源社会保障局は 4 月 14 日、「2014 年上海市従業員社会保険料納付基準」を発表し、納付基準の上限と下限をそれぞれ 15,108 元、3,022 元に引き上げました。新基準の実施期間は、2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日となります。

同局は、2014 年 4 月 8 日付で『当市の 2013 年従業員平均賃金に関連する事項についての通達』（滬人社綜発[2014]11 号）を公布し、2013 年の上海市の従業員平均賃金が前年比 7.3%増の 60,435 元、月額で 5,036 元となったことを発表しています。基準改定はこれを受けたものです。なお、2013 年度の納付基準上限（下限）は、14,076 元（2,815 元）でした。

□ 昨年は納付比率の引き下げも

社会保険料の納付額は、各地方政府が定める納付基準額と納付比率に基づいて確定されます。上海市の場合、社会保険料の納付基準額は、上限が前年度の従業員平均賃金の 3 倍、下限が 60%に設定されています。従業員の賃金が増えた場合は上限基準を上回った場合は上限額に基づいて、社会保険料の納付額を計算します。

上海市人民政府は、2013 年 8 月 28 日付で『当市の都市従業員社会保険納付比率の調整に関する通達』（滬府発[2013]62 号、以下『62 号通達』という）を公布。企業と個人が納付する社会保険料の納付比率を調整、主に企業の納付比率を引き下げ、企業負担の軽減を図っています。

【図表 1】上海市における社会保険料納付比率の調整

	養老保険		医療保険		失業保険		生育保険	労災保険
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業
変更前（～2013 年 9 月 30 日）	22%	8%	12%	2%	1.7%	1%	0.8%	0.5%
変更後（2013 年 10 月 1 日～）	21%	8%	11%	2%	1.5%	0.5%	1%	0.5%

（『62 号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

今回の納付基準額引き上げ後の社会保険料納付額（参考）は、図表 2 のとおりとなります。納付基準の上限で計算した場合、従業員 1 人あたりの企業負担は引き上げ前に比べ 363 元増の 5,289 元、個人負担は同 109 元増の 1,587 元 となります。

【図表 2】上海市における社会保険料の納付比率および納付金額（2014 年 4 月～）〔参考〕

	養老保険		医療保険		失業保険		生育保険	労災保険	企業 負担計	個人 負担計
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業		
納付比率	21%	8%	11%	2%	1.5%	0.5%	1%	0.5%		
納付基数上限 (15,108 元)	3,173	1,209	1,662	302	227	76	151	76	5,289 元	1,587 元
平均賃金 (5,036 元)	1,058	403	554	101	76	25	50	25	1,763 元	529 元
納付基数下限 (3,022 元)	635	242	332	60	45	15	30	15	1,057 元	317 元

※ 上記の納付比率は上海市の機関・事業単位・企業・社会团体等を対象としたものです。

※ 納付上限額と下限額は、上海市社会保険料納付基準に基づき計算した金額の元未満の単位を四捨五入したもので、実際に納付する金額とは若干異なる可能性もあります。

（上海市人的人力资源社会保障局サイトの情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

「2014 年上海市従業員社会保険料納付基準」および『通達』の中国語原文は、以下の URL をご参照ください。なお、上海市以外の納付基準額および納付比率については、企業所在地の社会保障部門にお問い合わせください。

2014 年上海市従業員社会保険料納付基準（2014 年上海市职工社会保险缴费标准）

http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201404/t20140414_1160806.shtml

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。